

4月から育成医療の申請は 役場になります

保健所が窓口となっていた育成医療の申請は4月から市町村役場へと変更になります。

対象者 身体障害者福祉法第4条の規定による程度の身体の障害を有する児童又は現存する疾患が治療を行わないとき将来において障害を残すと認められる児童

障害 視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声機能・言語機能、そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・小腸・直腸・肝臓機能等の障害

申請方法 治療前の申請が原則です（既に治療を終了している場合は対象となりません）

医師の意見書、保険証（受診者と同一世帯分）、課税状況が確認できる資料などが必要となります

支給認定 障害の種類、治療方針、除去軽減される障害程度などを判断し認定しますので日数がかかる場合があります。
支給認定の場合の有効期間は原則3ヶ月以内となります。

【お問い合わせ先】

町民健康課健康福祉グループ
(☎2-2453)

津波警報が変わります！

平成25年3月7日より、新しい津波警報の運用を開始します。これに伴い、津波警報・注意報の発表方法や、予想される津波の高さおよび津波観測に関する情報の表現方法が新しくなります。また「沖合での津波観測に関する情報」を新設し、津波が沿岸に到達する前に沖合の津波の状況や、沿岸に到達する時刻および津波の高さの推定値をいち早くお伝えします。

津波警報は、津波による災害の発生が予想される時に発表する重要な情報です。津波警報を見聞きしたら、直ちに安全な場所へ避難をお願いします。

詳しくは、札幌管区気象台ホームページ

(<http://www.jma-net.go.jp/sapporo/>)をご覧ください。

【お問い合わせ先】

函館海洋気象台 業務課 (☎0138-46-2211)

65歳以上の方へ 介護保険料のお知らせ

■もう一度納付書をご確認願います

第1期～8期分までの納期限（2月28日）が過ぎていきますので、もう一度納付書をご確認のうえ、お忘れになっている方は早急に納入してください。

■便利な口座振替を

郵便局、銀行、農協、漁協等の金融機関で、介護保険料の口座振替ができます。

手続きは簡単にできますので、ぜひご利用ください。

《必要なもの》

①介護保険料納入通知書 ②通帳 ③通帳使用印

【お問い合わせ・書類提出先】

町民健康課健康福祉グループ (☎2-2453 内線122)

特別児童扶養 手当制度に 該当して いませんか

●特別児童扶養手当制度とは…

身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童について、児童の福祉増進を図るための制度です。

●支給資格者

手当を受けることができる人は、身体や精神に一定程度の障がいのある児童の父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人です。

●次のような場合は、手当を受けることができません

- 児童が**
 - ①日本国内に住所がないとき
 - ②障がいを支給事由とする公的年金をうけることができるるとき
 - ③児童福祉施設等に入所しているとき

●**父、母または養育者が**

- ①日本国内に住所がないとき

【お問い合わせ先】

町民健康課健康福祉グループ
(☎2-2453)